

遂に二十四年十一月十九日に逝去せるは誠に痛恨事であった。

學業の事

當時の教育界の狀勢は無論現代とは雲泥の差で、上級學校へ進む者は極めて少數で、高等小學校へ進む者すら町内に一、二名と云う有様であつたから、大部分は小學校だけ卒業すればそれで事足りたとして家業に従事せしめられたのである、著者は六才の時櫻ノ町通伏見町角の志村塾へ午前中は習字に午後は和泉町の増田塾へ漢學の勉強へ通つた、當時は勿論教科書なく全く空讀であつた、その頃の事として學校の先生は成績優良惑ひは裕福な家庭を訪問して將來の學問の必要と欧米先進國の例をひいて上級學校へ進學方を奨めて廻つたのであるが、それでも仲々上級學校へ進む者は稀であつた、著者の家庭も裕福ではなかつたが著者の小學校の成績に依り上級學校へ進み得ると云ふので再三先生の奨めを受けたがその必要なしと云ふので明治二十五年三月明倫尋常小學校を卒業、同二十八年三月名古屋市立第一高等小學校を修業したのみである。上級學校へ行き得たものをそれが出來ず、今日至つて常々學問の素養のない事を誠に遺憾に思ふ次第である。

少年時代

著者濱木屋へ奉公に上る

木材界へ身を處する第一歩

明治二十七年十二月十五日（十三才）

物情騷然、既に六月四日には日清戦争の序幕たる朝鮮への出兵があり、七月廿五日には豊島沖の海戦が行なはれて、八月一日遂に對清宣戦が布告され、越へて九月十三日大轟を廣島に進ませ給ふの事あり、世は挙げて非常時氣分旺盛する師走十五日、著者の一生を託する木材界への第一歩を印したのである。同じ十二日には第二回限外發行施工せられて、戦事豫算案實施に伴ふ財界定策が構ぜられた。

著者は十五日未明、氏神様に詣でて決心を固め、父母に別れを告げて當時西區木挽町四丁目にありし濱木屋へ上前津の住加藤市蔵と云ふ親戚の人につれられて丁稚奉公に上る、

それより木材業をもつて身を立てんと堅固なる志操のもとに孜々として勤勉し、明治三十一年（十七才）八月一日元服をなす、即ち當時之れを若衆となると稱し初めて羽織を着る事を許され、番頭の最下位につかれるのである。

丁稚時代の努め

その他の事どもに就いて

元服前即ち丁稚時代にはメリヤスのシャツ、麻裡草履、桐下駄の類は一切使用することが出来ない、平素は木綿のシャツに木綿の着物、小倉の帯、厚司絆天より着物を許されない、履物は山桐下駄又は藁草履であるが元服して所謂番頭の下位に列すると糸入り（絹糸が木綿に交織りされてゐるもの）の羽織、帯は博多織、それに麻裏草履を穿くことを許される、元服迄は店の商賣上の仕事は第二義的なものであって主として奥向きの雑用に使役される、此の間に果して店に出して一人前に働き得る人物か否かを試すのであって、本人の性質、手腕並に勤務振り等を認められて後初めて元服を許されるわけである、當時は小僧の人物過剰時代であつて丁稚を解雇するが如きは更に意に介せざるところで試験時代に

於て到底一人前のものになり得ないと認められた者はドシドシ里へ帰してしまつたものである。元服すると待遇も一變し大きな不都合さへなかつたならば成人後本人の希望に依つて分家が許される、従つて元服と云ふ一事が其本人一生の進路を定める最も重大且つ意義ある儀式である。

之れと共に奥向きの雑用から解放されて店へ出て働く事となり、どの丁稚といへども之れを無上の樂しみとして紛骨碎心主家に盡すのであつて、著者も頗る待望して十三才より十七才迄五ヶ年間文字どほりの奮闘努力、苦難のかぎりを盡して元服の日を迎へたのである。又思想上に就いては主従の關係は往時からの風習は薄らぎながらも尙踏襲されて美風が残り、普通一寸した奉公人の五、六人も居る家とすれば、主人の前を通る時には頭を下げて通る、實際に主人を尊敬したもので、又雇はれてゐるもの同志でも長上に對しては洵に柔順であつた。之れ等の事は今尙ほ残されてゐる美風でことさらに述べる迄もない處であるが、その態度は全て慇懃、鄭重であつた。そうした淳朴な時代であつたから番頭が分家をするとは主家では暖簾の一字を分け與へて盛んに取持をして、引立て立派に商内が出来て行ける様に目をかけてやるのであつて、一方分家したのも其の主家に對して禮儀を盡

し、連絡をとって共に商戦に努力を傾注した、が現世ではこの分家制度と云ふものが次第に薄れて餘程の老舗でないとの方法をとらない、分家するしないで色々と紛叫を見るし、主家と分家したものが互にいがみ合ふ様を良く見受ける處で誠に寂しい次第である。

小僧の仕事の二、三を述べれば前述の奥向きの仕事は勿論、市中の顧客先へ重量ある高ばったものを荷車に積んで配達する事も毎日の行事の一つで著者等は汗水流して盛んに運んだものである、これに就いて面白い話がある、著者は當時大八車に木材を積んで眞赤になつてウンウンと引張る事を天職と信じて各方面へ運搬したが、兩親は之の恰好を見て何か勘違ひをしたのであろう。そんな姿を近所の人や親戚の者に見られたのでは恥かしいからなるべく我家の近所は通つて呉れるなどいふ様な事を云ひ出した、が著者は小供心にも自己が天職と信じてやつておる仕事が恥かしいとは心外だ、大いに之の汗水たらしして眞赤、眞黒になつてゐる有様を近所の人や親類の人にも見てもらつて、清吉の一生懸命振りを認識してもらはうと、その話しの後はなるべく努めて我家の附近を廻る様にしたので終いには兩親も感心する様に成つたものである、或ひは又三河方面、伊勢、紀州地方から堀川上流即ち木挽町迄舟入りした荷物を倉庫、木小屋へ水揚するにも全部店員、小僧が爲

たもので日傭を使ふ場合は餘程巨大な重量のあるものゝ場合のみで出來得る限り水揚、船積、町の配達、荷造に至る迄當然の事として小従業員から小番頭迄の者が立ち働いた、今から追想してよくも柔順に馬鹿らしいとは思はれる事迄やったものだと思ふが他方から考へればそれが普通の事として誰れでも経験した事だから柔順に努め終せたわけである。

丁稚時代の古事

附、當時の世相一般

小僧時代の古事の裡で一番印象に残つてゐる事柄は十二月の餅搗きの事である、毎年十月二十三日、四日の内一日は大掃除を行ふ、然して二十五、六日中に餅搗きをなすのが例となつてゐた。

この餅搗きは頗る盛大なもので搗出しは午後八時頃から搗終りは翌朝の夜明けになるのが普通で、この日は本家は勿論隠居所、親戚、番頭の家の餅迄ここで搗くのであつて出入りの大工、左官、日傭等すべて手傳ひに参り賑やかな行事の一つとなつてゐた、この時新参の小僧は棧俵を頭に冠り播紛木を腰にさし、十能を左手に金火箸を右手に持つて之れ

を打ち振りながら裏口より入りて

「栗や勝栗、尾ノ味や山椒」

と聲高に反復しながら竈を一廻りして臼のところへ来て正面上座に主人夫妻、子息、令嬢の列ばれし前に至り

「今日はお目出度う存じます」

と挨拶して又元の巡路にて裏口へ歸る儀式であつて、一年の行事中この年末の餅搗きは最も楽しいものゝ一つで、澤山に搗きあげられた餅を鼠のひくが如く各自が思ひ思ひに納め込むなどの面白い場面も見られた。其他小僧時分は御給金等は勿論戴けず無給で所謂家族的奉公であつたから、着物の如きものから身の廻りのもの迄色々と里から補給をしてもらふ、又前述の様に奥向きの仕事が第一義である関係と老舗の事とて行儀作法が極めて嚴格で、女中に憎まれたら最後その店に居づらくなるので、女中に對する「袖の下」等里方の者、小僧自身共に氣苦勞をしたもので、著者は之の点里方がウマクやつて呉れたのと、自分の一生懸命な働きとて無難であつた、そう云ふ譯合ひから盆、正月、秋の彼岸の中日、或ひは大歌舞伎のかかつた時等も楽しいものゝ一つであつた。盆、正月には御仕着が戴け

たし、彼岸の中日にはなにがしの（二、三十錢）御小遣いを頂戴して、北廣見、別院へ遊びにやらせてもらった、又大歌舞伎のかゝつた時は主人親族、番頭、等のお供が又は五十錢位の御小遣いをいたゞいて、觀劇に行けたものであつた、他に色々な娛樂機關の少ない時代であつたから大歌舞伎がかかる大變な事で家重詰其他の色々なものを料理して持ち朝から、のんびりとみやびやかにはなやかに舞臺を見物したものであつた。其他前から述べて來てゐる點と後や先になるが元服に至る迄の間世相一般について述べて見よう。

その頃は（明治の中年）日本の文化が最も急速に進みつゝある時代で日清戦争の凱旋祝賀會などには變装をして繰り出し、相當無邪氣な恰好で練り歩きその當時の世相を遺憾なく現はしてゐた、乗物について見ても自轉車（鐵輪の二輪車）の流行時代で其勢ひは仲々盛んで鐵の大小二輪の頗る滑稽なもので、壙町一丁目にあつた米穀取引所から小僧が郵便局へ電報を打ちに行くにも之れで馳けたのである、こうした自轉車が先づ速い利器としてかなり利用されたものである、普通の商店でも餘程の店でなくては自轉車を購入せなかつたが主として投機商、電信配達、大商店等が盛んに利用したのである、自分も半ヶ年位も番頭

にねだつて一臺金八圓で買ってもらい大いに得意であつた、ゴム輪の自轉車も其後次第に増へたが著者の子供當時は外人宣教師が舶來自轉車に乗つてゐたものを一、二見受けただ位で不思議に思つて一、二丁位追つかけて見たものである、又當時株式の仲買店と取引所との通知方法は屋上から信號旗を以て相場を取引先へ速達するといふ長閑な仕様であつた。其の外明治二十七年前後から三十一年迄の間の我國の政治、經濟事情の變遷について述べて見るならば、明治二十五年には帝室林野局名古屋支廳が設置されて居る、又二十六年七月より商法實施される、二十七年五月には横濱外商の商取引ルーズに對する邦商の憤激が表面化し、生糸賣込を拒絶し、外商陳謝して和解となつた、同年七月には日英通商航海條約の締結ありて、後重要諸國との間に不平等條約の改正が進められた、同時に日支間の國交緊張し、財界は多少動搖した、日清戰の事に就いては前段に述べた處で云はずもがなである、二十八年三月日清戰役終る、戰費二億圓と號せらる、四月十七日には日清講和條約調印せられ廿一日に至り平和克復の大詔發せらる、越へて露、獨、佛の三國干涉あり五月十日遼東半島還付の詔勅下り、國民齋しく涙をのんで還付、明治二十九年には名古屋市に名古屋稅務管理局並に稅務署設置される、同三月葉煙草專賣法の制定ありて三十年に

は名古屋葉煙草專賣所起る、一月十一日英照皇太后崩卸被遊、此年有名なる足尾銅山鑛毒事件起る、三十一年三月六日ドイツは膠州灣を、ロシアは遼東を、英國は威海衛を、フランスは廣州灣を租借す、越へて五月九日對外同志大懇親會開かれて、ロシアに對する強硬主張漸く表面に現はれ來る、六月勸業銀行第一回債券賣出、七月民法發布あり、例の常陸丸は之の年の八月在長崎三菱造船所にて建造さる、三十一年は貿易尻に於て一億六千萬圓の大人超を示す、米作は極めて豐作にして、收穫高四千七百萬石也。名古屋にては名古屋築港起工の事あり、電氣鐵道開通して仲々賑やかなり。尙ほ二十九年には木曾川の大出水で夥多の流材がありこれ等は一旦伊勢の沿岸に漂着、一部は知多郡沿岸に打ち上げられその時の流材取纏めの狀況は恰るで御祭氣分で半日位しか仕事をせず、沿岸町村長或ひはその土地の顔役に頼んで相當なる拾得料を支拂ひ取纏めたものである。

元服の儀式

元服の日には普通は番頭として適せざる名前のものはこゝで改名するのであるが著者は最もふさわしき名として改名をしなかつた。

明治三十一年八月一日（著者十七才）、當日は神前に於て主人より式服一揃を下され、主人にまづ元服のお禮と挨拶をなし夫れより氏神、本家、主家の親戚、兩親に夫々元服の報告挨拶をなすのであつて、著者はこの日濱木屋、材摠、番頭の各家を一巡し次ぎに兩親の家に行き一同元服を喜び合つて互に祝盃をあげたのである。

問屋業に就て

著者が奉公した濱木屋は木材界に於ける問屋業者として最も古い店の代表的存在であるが、材木問屋の概念的説明を簡單ながら述べたいと思ふ、繁雜を避けて左に著者が名古屋材木商工同業組合の木材史編纂の爲の座談會の砌り（昭和七年十一月十八日）述べた説明を再録する次第である。

私から申し上げるのは問屋業の變遷であります。私の知つて居りますのは明治三十年頃から此方へのことですから其の概要を申し上げます、明治三十年頃の問屋業と云ひますと、大別して製品（小白木）の問屋と資材の問屋との二つになります、小白木問屋は概ね堀川沿岸に沿つて北部に、資材の問屋は南部にありまして、支店を有する商店

では本店を上流に支店若くは出張所を下流（日置橋南）に設置して居りました、又小白木と云ひますと板子、野根、桶木取、出來合の柱類、檣、垂木、板類、曲輪を總稱して小白木類と云つて取扱つて居りました、其の製品の大部分は信州の御料林を部落民が拂下げを受けて伐採したる、その原木から製材致しましたのを主に名古屋まで馬車便をもつて輸送したものであります、檣板子は長さが六尺五寸、幅が一尺、厚さが四寸、五寸が多數であつた、之等が明治三十年頃から三十四五年頃迄相當の數量名古屋へ搬出されまして、それに續いて檣框（建具材料にして戸棧とも云ふ）椀桶木取、野根等が木曾福島、上松、野尻、三留野邊から多數参りまして、それに伊勢、紀州方面から入荷したものは主に杉、梅、樅、松の板子及び檣類、美濃方面から杉、松、樅の板類が入着した、奥三河及遠州（天龍川上流）からは杉檣樅板類が陸路名古屋へ入つたものと原木が水運に依つて天龍川を経て中野町半場で製材せられたものが濱松を経由して入りました、又静岡縣の島田からは矢張り樅、梅類の板が相當移入せられました、其等のものは名古屋を中心として各地に夫れ夫れ適當に消化せられましたが檣板子、桶木取類は大部分が名古屋から海運を以て東京芝浦へ移送されて深川の問屋へ販賣したものであります、東京の深川では木曾の檣板子、椀桶木取

類は相當の名聲を博して盛んな取引をしたものであります、それが時勢の變遷と共に段々扱ひまする品種及方法が變つて参りまして、信州とか美濃、飛騨、三州、紀州、伊勢地方から入りますものゝ數が減じましたり或は入る種類に變更が來まして、そうして北海道材即ち北洋材の盛んになりましたのは確か私は大正七年頃だつたと思ひますが……大正七年頃までは北海道材の板は引合はない、採算が取りかねると云ふので餘り名古屋では製材致しませんでした、それが大正八年頃から逐次製板が増加して参りまして、尙大正十年になりますと樺太材の移入が増加し北海道樺太の蝦夷松、椴松の需要が旺盛になつて現在の様な隔世の歡のある状態になつた様に思はれるのであります、自然問屋業と致しましては漸取次扱品がさふ云ふ具合に變化して來た様に考へます。

初旅びの事

著者十七才の十一月頃番頭に累進して最初の出張を命ぜられ、遠州天龍川の仲の町へ初旅びをする、濱木屋は當時天龍川の上流周智郡しゅうちくじん阪部から出材をなしつゝあつたが之れを仲ノ町の素封家金原明善氏と掛塚の松下文次郎、稻垣勝三郎氏に賣却したので之れが目拾ひ

のために出向いたのである。翌年明治三十二年には再び遠州灘の港たる掛塚町字駒場に貯木場があつて、此處に出張して東京深川の久次米氏へ賣約されたもの（當時松下、稻垣兩氏も共同であつた）の受渡しのため一月より四月迄四ヶ月間日傭十名を引率して其衝に當つたのである、この受渡検尺にはかなりの支障に逢着し、引率した検尺人が相手方に二十圓の贈賄を受けたり或ひは花街で響應を受けたりして検尺上面白からざる事があつて一たん検尺人は名古屋へ歸し著者自身自身で検尺をする。そうすると相手方の人がなるべく著者を河の中へ落さう落さうと計る著者も冬の眞最中に河へ三、四度落ちたり落されたりするなどしたが之れにも屈せず検尺を継続した、斯様に頗る苦心、困難、辛勞をなめ夜間一睡だにし得ざる日も尠なくなつたが志操堅固、鐵の如き意思の許によくこの難關打開して完全に任務を遂行して歸名したのでした。

明治三十三年には大井川の上流より大倉喜八郎氏の伐出した唐檜、シラヒ、黒松など尺

×二萬本を濱木屋は愛知挽木株式會社の製函材料として島田驛受渡の七寸上(十六尺二間)

尺×一本一圓六十錢で買約したので之れが受渡のため四月島田より上流二里の向谷むかやに出張

し八月迄五ヵ月間に亘つてこの二萬本を完全に受取つて歸名したのである。この際も出水の厄に遭ひ、検尺の上に於ても種々なるいきさつがあつて想像だも及ばぬ苦心、辛苦をなめたるも之れ又大過なく豫期以上の成績を納めて歸名した。この時の本店に於ける支配者は河村彦助氏であつた。

實母の死

明治三十三年十二月八日は著者二度目の悲しい思ひ出の日であつた、即ちこの日實母「かぎ」の逝去に逢つたのである、實母は宿痾の胃腸病の爲に苦しんでゐたが、養生叶はず遂に大往生を遂げたのである、享年四十四才。之れこそ社會の表裏漸く判然たらんとするに到つた最初の悲しき日であつた。

斯くして年移り星變りて著者は濱木屋商店に於ても漸次手腕、力量、人物を認められ重用されるに至り、東京、大阪或ひは神戸等と絶へず商用のため出張を命ぜられ、殊に北陸線の開設に際しては其最中米原に出張して鐵道用材を多數納材に従事した事もあつた。

徴兵適齡

父の長逝に逢ふ

同時に召集令状

明治三十五年二十一才を迎へて徴兵適齡となり受檢の結果甲種合格の判定を受けた、實父はこの報に接し非常に喜ぶと共に反面に於て果して入營確定か否かを心勞すること尠からざりし状態にあつたが、同年九月上旬脚氣症に犯されるところとなり百方醫療を盡せども病昂進するの一途にあり、愈々轉地療養を試みんとせしも主治醫の勸告によつてひとまづ自宅に於て療養する事とした。夫程の重態であつて眞に醫藥人事の限りを盡したが、天貸ずに壽齡を以てせず遂に九月二十六日午前十一時頃突如として心臓麻痺のため長逝されたのである、享年四十六才であつた。この時著者は主家の要務を帯びて鐵道局名古屋出納事務所（今の笹島貨物驛、驛前に池があり、池の端が納品置場であつた）に於て池畔にて松の矢板の納材受檢中であつたがそこへ自宅よりの急使に接し父危篤の報に取るものもと

りあへず人力車を驅つて自家に走せ付ければ時既に遅し父は人事不着、何事をも聞くを得ず、唯悲嘆に一同涙するのみであつた、その日この混雑中へ午後二時頃輜重兵第三大隊入營の召集令狀が配達されたのである、當時家庭には十三才の清道と六才の信行と云ふ二人の弟あり、尙ほ前年に父は後妻を娶られてそれに八月に出生したばかりの異母妹あり、斯の如き一家は柱石たる父を失ひ、若き身空に召集の令狀は受取る全く途方にくれるの外なかつた、この間にあつて兎も角親族、知人にも協議の上實父の葬儀萬端を濟し供養の間に充分なる熟議をなし更に町惣代、管區警察官にも事情を具陳して徴召一ヶ年間の猶豫を請願する事としたが父の残したる僅かの蓄財のため遺族は徴召三ヶ年間些の生活上の困難なきものと認定されて請願は却下されたのである、茲に於て著者は國家の干城として勇躍召集に應ずる事に決心しまづ繼母と異母妹は里方に歸つてもらい、二人の實弟清道は西區袋町吉田伊助方、信行は中區正木町吉野丈太郎方の夫々親戚に預け重要な家財道具は主家濱木屋の倉庫に御預りを願ひ、其他は夫々賣拂處分をなして、一家を整理し、明治三十五年十二月一日伯父の小田原町一丁目野田屋（亡母の里方）より入營したのである。

「編者附記」明治三十二年より三十五年に至る我國文化の推移について記述すれば即ち三

十二年三月國有林野法公布、耕地整理法公布、同時に保證準備發行制限額の第二次増額を施行し一億二千萬圓に改めらる、其他商法の改正あり會社の免許主義を廢して準則主義とする事となつた、同時に農會法、特許法、意匠法、商標法の制定を見る、六月には英京ロンドンにて一千万ポンドの外債募集をなし、高橋是清、深井英吾の諸公奮闘、三十年三月十日治安警察法發布される。當時漸く労働運動各所に於て活癢さを示し來れり五月十二日には支那に於て有名なる義和團事件起り、當時貿易尻は逆勢を示し居たるを以て金融緊縮の徴あり、この事件の爲事件費の支出、對支貿易の杜絶に依つて金融市場重壓を受け、年末に至り銀行恐慌漸く九州一圓に瀰漫するに至る、越へて三十四年四月に至り大阪を中心に和歌山、奈良、京都、滋賀、三重、四國の關西各地に金融恐慌襲來し、暗黒状態を露呈し、支拂停止のもの三十四行を見、取付を受けたもの枚學にいとまなき夥多に上る、依つて時の藏相曾我荒助氏は各府縣知事に内訓を發して、資本金五十萬圓以下の小銀行の設立を許可せざる方針を指令す、これより銀行の合併氣運各所に學る、三十五年一月三十日記念すべき日英同盟調印の事あり、之の年は我が國製糖業界が進取發展の緒をみせたる年で臺灣製糖株式會社の操業開始と共に電力使用に依る製糖法

を用ひ當時に於ける最も斬新なる工場經營法を示したるものとして各方面の注目を聚めた。木材界に於ては有名な岐阜縣下麻生村と名古屋商材組合との大喧嘩が此の年の九月に起つてゐる、その當時の模様については名古屋材木商工同業組合編纂に係る名古屋木材市場の變遷（前編）に記載の前組合長鈴木惣兵衛氏の口述を要約すれば、

そもそも喧嘩の起りは麻生から来る筏の諸賃錢が年々高くなつてどうにも堪へられな
いと云ふので名古屋の出材主が申合せて名古屋商材組合と云ふのを拵へて大いに反抗
しようと思ふ事なつた、あの時の張本人は熊谷丈吉君で、私の宅に來られて君達は
麻生のやり方を默認してゐるかと思つて腕捲りしたのが發端で、當時深谷竹三郎、富
士田寅藏、日下部さんもおいでになつて川口君、半谷新助さん、それから私など第一
番になつて奔走したものです、そして熊谷丈吉、佐谷鐵三郎（日下部支店）などと云
ふ連中が急先鋒になつて麻生へ出かけて行つて、筏の料金の協定が出来なかつたら自
分らで搔くと云ふ、下麻生村の三鱗組は（编者註、明治十三年九年長谷川金左衛門、前
島丈之助、篠田金八の三氏が下麻生村村民と提携して組織したものである）水面は自
分の方に借りてゐる（註、明治十七年官有地使用規制布達に依り水面使用許可願を申

請同二十年許可のもの）から搔くなら此處へ來て搔いて見よと云ふ、それで私の方は
對岸の上吉田に事務所を拵へて其處から筏を搔くと云ふ事になり次第に問題が訂じて
ついに名古屋の材木屋は下麻生村に一人も泊らず、吉田に宿泊所を設けて對抗し双方
から何かものを云ふと、すぐ殴り合ふと云つた按鹽で大變な喧嘩になつてとうとう愛
知縣の書記官後藤松吉郎氏と岐阜縣の書記官笠井信一氏の二人が仲裁に入つた結果、
仲裁案が出来ましたが、夫は米の相場を標準にして筏の乗賃を改正すると云ふ事で解
決したのである、所が此の解決したのが私に濱木屋、半谷新助、富士田寅藏など皆な
現場に出張して、奔走の最中で私の先代や服部小十郎の先代、井上信八外數氏に後藤
笠井兩書記官と加藤重三郎君、岐阜の岡井藤之丞君などが立合つて和解の段取りが出
來たのですが、これが私始め腹に落ちなかつた、それで早々吉田を引揚げて歸つて來
たが今更何うする事も出来ぬので結局泣き寝入りになつたのですが、日下部、深谷
富士田の三君が何うにも腹に落ちぬので遂に訴訟になつて執達吏を連れて筏を差押へ
ると云ふ大變な騒動になつたわけです、結局岐阜で裁判をするやら筏を差押へる、差
押させぬで殆んど流血騒ぎまで惹き起すうとしましたがこれがために、名古屋の材木

屋連中は三萬圓位の金を使ったでせう、下麻生村も大分金を使ったらしいです。

「編者註」下麻生町は其倍の五、六萬圓も使った由。尙ほ之の騒動の際に於ける下麻生村方面の動向に就いては同じ日の座談会で述べられた村瀬八重八氏（下麻生村出身）の興味ある御話しを参考までに記載すると次の通りである。

「從來綱料が幾ら、搔下げ料が幾らと云ふ定まりであったが高過ぎて到底堪えられぬ、假令水面使用權は下麻生が持つて居ても切下げは自由だと、名古屋側が主張したのが喧嘩の始まりで、今組長の御話のやうな騒ぎになったので、下麻生では悲壯な決心をした、懲役に行くもの死ぬものがあつたら食はしてやる、嬢も小供も全部これにかゝれ女は御宮にお籠りせよ、男は全部之に掛かれと言ふので、名古屋側は對岸の吉田の方から向つて来る、下麻生側は之に對抗して持つてゐると云ふ按鹽で喧嘩をしてゐる中に訴訟が段々訂じて、終いには執達吏が来る、一方は差押へをさすまいとして下し筏に二十人も乗るから執達吏が皆溺れる今度は執達吏が告訴する檢事が来て、やった連中は檢來すると云ふ、連れて行くなら全部連れて行け、と云ふので實にえらい騒動でありました云々。」

以上で如何に之の騒動が猛烈であつたかを知る事が出来よう。

扨て本題に戻り。

日露の役と出征

三十五年當時既に日露の風雲頗る險惡急を告ぐるものあり、ために軍隊に於ける練兵は極めて嚴格且猛烈なる訓練を敢行され一月、二月の酷寒にもシャツ一枚、作業服のみで演習に次ぐ演習を勵まされ、或時は乗馬のため内蜜にズボン下を用ひない等の事もたまにはあつたが、それでも更に寒さを感じず如何に勇氣のありしかと、精神の緊張し居りしかを、寒さに逢ふ毎に今尙ほ思ひ出す次第である、斯様な連日の軍務に忙殺され、家庭の事など色々と苦慮しつゝもいつしかに三十六年の春去り夏過ぎ秋も逝き一ケ年は無事軍務を遂行して二等兵となつた、三十七年となるや層一層日露の風雲は加速度的に險惡化し遂に二月六日、日露國交斷絶、直ちに動員下令となり、同八日には旅順口攻撃があり、同十日對露宣戰を布告するに至つた、著者も動員下令と共に歩兵第六聯隊第二大隊大行李附として出